

令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ設置要領（案）

令和 6 年 6 月 2 1 日
中 央 防 災 会 議
防災対策実行会議決定

（設置）

第 1 令和 6 年能登半島地震における災害は、高齢化の進んだ半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生したものであり、これまでの災害対応と比較しても困難な状況が見られた。類似の状況は国内各地で起こりうると想定されることから、我が国の今後の地震対策を一層強化するため、今般の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策を検討することを目的として、防災対策実行会議の下に、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（委員等）

第 2 ワーキンググループの委員等は、別紙のとおりとする。

（主査）

第 3 ワーキンググループに主査を置き、委員の互選により選任する。

2 主査は、議長としてワーキンググループの議事を総括する。

（事務局）

第 4 ワーキンググループの事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

（議事）

第 5 ワーキンググループは、主査又は第 8 に規定する主査の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、ワーキンググループを開くことはできない。

2 主査は、ワーキンググループの議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、ワーキンググループを開くことができる。

3 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループに出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(議事要旨)

第 6 事務局は、ワーキンググループの終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第 7 事務局は、ワーキンググループの議事録を作成し、委員に諮った上で、これを公表する。

(主査代理)

第 8 主査に事故があるときは、あらかじめ主査の指名する委員が、その職務を代理する。

(防災対策実行会議への報告)

第 9 主査は、ワーキンググループが検討を終了したとき、又は検討途中において報告を行う必要を認めたときは、当該検討に係る内容を防災対策実行会議に報告するものとする。

(雑則)

第 10 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査がワーキンググループに諮って定める。

中央防災会議「防災対策実行会議」
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ
委員等名簿

宇田川 真之	国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 特別研究員
浦野 愛	NPO 法人レスキューストックヤード 常務理事
大原 美保	東京大学大学院情報学環 学際情報学府 教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
酒井 明子	福井大学 名誉教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
宮島 昌克	金沢大学 名誉教授

(地方公共団体)

馳 浩	石川県知事
坂口 茂	輪島市長